



博士 (人間科学) 学位論文 概要書

# 文化政策と法に関する研究

2001年1月

早稲田大学大学院人間科学研究科

小林 真理

## 1. 本稿の目的

本稿は、文化政策、その中でもこれまで法的対象とはなっていない創造的な文化・芸術活動を振興する政策と、それを巡る法的な諸問題を明らかにするとともに、これらの分野の政策を展開していく際の基本原理を抽出することを目的としている。

## 2. 本稿の背景

本論文を策定する背景としては、文化の問題が、わが国ではとりわけ1980年代以降自治体行政レベルで広く議論されるようになったことを契機として、次第に国レベルにまで及び、さらには未曾有の経済好況（バブル経済）状態を経験したことが後押しとなり企業をも巻き込んだ形で議論がなされるようになった。このような状況を捉えて、経済学領域においては、新たに文化経済学が展開するきっかけともなった。1992年には文化経済学会＜日本＞が設立され、文化経済学はもとより、アーツ・マネジメント、そして文化政策の分野を主な研究対象として、毎年多くの報告がなされている。それに対して法学分野においては、「表現の自由」を保護していく立場を維持していくことの重要性を認識しながらも、その自由を保障するための制度的枠組みについて十分に議論されてきているとはいえない状況にある。現代の複雑な状況の中では、文化・芸術に関する「表現の自由」の保障を堅持しつつ、国民のより豊かな文化的生活を支える制度的な枠組みを構築していくことが必要とされているにもかかわらず、文化政策を行う際の根拠が明らかにされないまま次々と国レベルや自治体レベルで施策が行われている。文化政策に関する基本法制定の必要性は、これまでも政治的レベル、芸術団体レベル、そして総務庁の行政監察局等から指摘されてきたが、今年に入り、にわかに実際の制定に向けてその動きが加速を始めている。本稿はそのようなわが国の状況を受け止めつつ、文化政策を行うための原理原則や、文化にとってあるべき制度的枠組みの理念を明らかにするために、海外の事情を検証することを目的としている。海外の事例を検証するのは、文化政策は属地性が極めて強い領域ではあるが、民主主義国家における文化政策には共通に通底する原理原則があると考えているからである。

## 3. 本稿の構成

まず第一部においては、文化政策の原理原則を法的側面から明らかにすることを目的としている。

第1章においては、我が国における自治体文化行政から国の文化政策への展開状況を明らかにした上で、文化法研究が必要とされてきている背景を明らかにする。その上で、文化法研究を特殊法研究として位置づけ、その研究の領域や課題としてはどのようなものが対象となるかについて検討する。特殊法の理論については、兼子仁教授の理論を援用する。

第2章では、第1章で文化法を特殊法研究領域としたことを受けて、特殊法原理としての文化権を検討対象として、日本国憲法における文化権の可能性、世界的な文化権の生成

状況について考察する。ここでは文化権を、自由権的側面と社会権的側面の両方をあわせ持つ権利として措定する。

第3章では、我が国の現行文化関連法規において、具体的に「文化」をどのような定義で使用してきたかについて明らかにするとともに、現在行われている政策と、諸法令に欠けている視点を抽出する。さらに自治体における文化関連条例の現状についても検討を加え、これらを通じて文化権を保障していくための法制度の状況について考察する。

第4章では、第二次世界大戦後、文化政策に関する明確な法的根拠規定を失ったドイツ連邦共和国が、公法学研究の発展によりどのようにその根拠を新たに見いだしていったかに焦点を当てる。ドイツにおいては、国家目標としての文化国家概念を復権させることになるが、それを現実に行われている文化行政を正当化する法体系としての「文化行政法」を通じて、さらにはより高次のレベルでの文化関連条項の総体としての「文化基本法」へと発展させていった。そのことを明らかにし、「文化基本法」の具体的条項でもある州憲法における文化関連条項を検証する。

第5章および第6章においては、芸術文化関連の特別法規を有するフィンランドとオーストリアの事例を検討する。その際、法律制定までには政府内、政党間、議会レベルで様々な議論が交わされていくが、それを明らかにしつつ、法律の具体的な条文について検討し、文化振興関連法規の特徴と構造、さらにそれら法律に通底する文化政策の原理原則について明らかにする。

第二部では、第一部の文化政策の原理原則を受けて制定されている個別法について検証することを目的としている。

第7章では、いわゆる雇用されていない芸術家のための社会保険制度を確立させた芸術家社会保険法が制定されたいきさつに注意を払いつつ、その運用状況を明らかにする。芸術家の活動を保障するための施策の一面を明らかにする。

第8章では、我が国の無秩序な文化政策によって生み出された公立文化施設のあり方を批判的に検討していくため、劇場に関する法令について、ドイツバイエルン州の劇場法を検証した上で、我が国で初めての創造的国立文化施設と言われる新国立劇場に関する規定を比較対象として取り上げ、新たな法令制定の是非について検討する。